

VI 騒音・振動

1. 概況

騒音・振動は、工場及び事業場における事業活動によるものの他、建設工事、道路交通・鉄道、生活に伴うものなど、日常幅広く存在しています。

このようなことから、騒音規制法・振動規制法・神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出による必要な規制を行うとともに、生活環境の保全のために、苦情に伴う騒音・振動調査、市内の国道6路線、県道14路線及び市道等における道路交通騒音・振動調査、一般的な環境における環境騒音・振動調査を実施しています。

平成30年度においては、国土交通省が公表している平成27年度道路交通線センサスに基づき、平成29年度から5ヶ年計画で市内の幹線交通を担う49地点のうち11地点の自動車騒音測定及び面的評価による自動車騒音常時監視を実施いたしました。環境騒音・振動調査を6ヶ所で実施しました。

2. 環境基準等

騒音・振動に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで、維持されることが望ましい基準として定められたものです。

また、騒音規制法第17条第1項の規定に基づき、指定地域内における自動車騒音の限度を定め（要請限度）、この限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとしています。

表VI-1 騒音・振動の大きさ

音の大きさ (dB)	騒音の例	振動の大きさ (dB)	気象庁 震度段階	感覚
120	飛行機	95	中震	振動を強く感じる
110	新幹線	85	弱震	
100	地下鉄	75	軽震	振動をよく感じる
90	トラック	65	微震	振動をようやく感じる
80	乗用車	55	無感	振動を感じない
70	騒々しい事務所の中			
60	普通の話声			
50	一般の住宅地			
40	深夜の住宅地			

表VI-2 環境基本法第16条第1項に基づく騒音に係る環境基準

道路に面する地域以外

(評価方法：等価騒音レベル Leq 単位：dB)

地域の区分	時間の区分	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
1 低住専， 1 中高住専， 1 住， 2 住， 準住居， 調整	5 5	4 5
近商， 商業， 準工， 工業	6 0	5 0

道路に面する地域

(評価方法：等価騒音レベル Leq 単位：dB)

地域の区分	時間の区分	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
① 1 低住専， 1 中高住専のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 (但し幹線交通を担う道路に近接する空間については③の基準値とする)	6 0	5 5
② 1 住， 2 住， 準住居， 調整のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び近商， 商業， 準工， 工業のうち車線を有する道路に面する地域 (但し幹線交通を担う道路に近接する空間については③の基準値とする)	6 5	6 0
③ 幹線交通を担う道路に近接する空間	7 0	6 5

備考

専ら住居の用に供される地域（A地域）

1 低住専：第1種低層住居専用地域

1 中高住専：第1種中高層住居専用地域

主として住居の用に供される地域（B地域）

1 住：第1種住居地域 2 住：第2種住居地域

準住居：準住居地域 調整：市街化調整区域

相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域（C地域）

近商：近隣商業地域 商業：商業地域

準工：準工業地域 工業：工業地域

幹線交通を担う道路：道路法第3条に規定する高速自動車国道，一般国道，都道府県道，市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）

近接する空間：道路の敷地境界線から15m（2車線以下の車線を有する道路）

道路の敷地境界線から20m（2車線を越える車線を有する道路）

車線：1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分

表VI-3 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の要請限度

(評価方法：等価騒音レベル Leq 単位：dB)

地域の区分		時間の区分	
		昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
①	1 低住専，1 中高住専，1 住，2 住，準住居，調整のうち1車線の車線を有する道路に面する区域 (但し幹線交通を担う道路に近接する区域については③の限度値とする)	65	55
②	1 低住専，1 中高住専のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 (但し幹線交通を担う道路に近接する区域については③の限度値とする)	70	65
③	1 住，2 住，準住居，調整のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び近商，商業，準工，工業のうち車線を有する道路に面する区域並びに幹線交通を担う道路に近接する区域	75	70

表VI-4 振動規制法第16条第1項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度

(評価方法：80%レンジの上端値 単位：dB)

地域の区分		時間の区分	
		昼間 8:00～19:00	夜間 19:00～8:00
①	1 低住専，1 中高住専，1 住，2 住，準住居，調整	65	60
②	近商，商業，準工，工業	70	65

3. 工場・事業場に対する規制

工場・事業場からの騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例により規制基準が定められています。

本市では上記関係法令に基づき、工場・事業場の立入調査を実施し、騒音・振動の測定等を行っています。

表VI-5 騒音規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音の規制基準
(単位：dB)

用途地域 \ 時間帯	朝 6:00～8:00	昼間 8:00～18:00	夕方 18:00～23:00	夜間 23:00～6:00
第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域	45	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	50	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60	65	60	50
工業地域	65	70	65	55
工業専用地域 (騒音規制法では対象外地域)	75	75	75	65

表VI-6 振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく振動の規制基準
(単位：dB)

用途地域 \ 時間帯	8:00 ～ 19:00	19:00 ～ 8:00
第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	60
工業専用地域 (振動規制法では対象外地域)	70	65

4. 自動車騒音常時監視調査結果（調査地点は図IV-1）

騒音規制法第18条に基づき、市内の幹線交通を担う国道6路線及び県道14路線について評価区間を設定（49地点）し、そのうち11地点の自動車騒音測定及び面的評価を実施し、その結果については次のとおりです。

測定地点番号	路線名	測定地点 (用途地域)	測定区間	区間 延長 km	車線
I-1	一般国道 1号線	前川388 (第一種住居地域)	羽根尾 ～国府津	3.1	2
I-2	一般国道 1号線	酒匂5-15 (近隣商業地域)	国府津～酒匂	2.4	2
I-3	一般国道 1号線	東町4-12-1 (第一種住居地域)	西酒匂～東町	1.7	2
I-4	一般国道 1号線	浜町2-7-17 (近隣商業地域)	浜町～本町	1.2	4
I-5	一般国道 1号線	南町1-4-5 (近隣商業地域)	本町～南町	1.2	4
I-6	一般国道 1号線	板橋179 (近隣商業地域)	板橋～風祭	2.1	2
I-7	一般国道 1号線	入生田167 (第一種住居地域)	風祭～入生田	1.0	3
1-1	県道72号 松田国府津線	上曾我415 (市街化調整区域)	曾我大沢 ～曾我谷津	2.5	2
1-2	県道72号 松田国府津線	田島734 (市街化調整区域)	曾我原 ～国府津	3.9	2
4-1	県道709号 中井羽根尾線	中村原24 (第一種住居地域)	小竹～羽根尾	3.4	2
4-2	県道709号 中井羽根尾線	小竹1602-1 (市街化調整区域)	小竹	0.7	2

(調査結果 等価騒音レベルLeq 単位：dB)

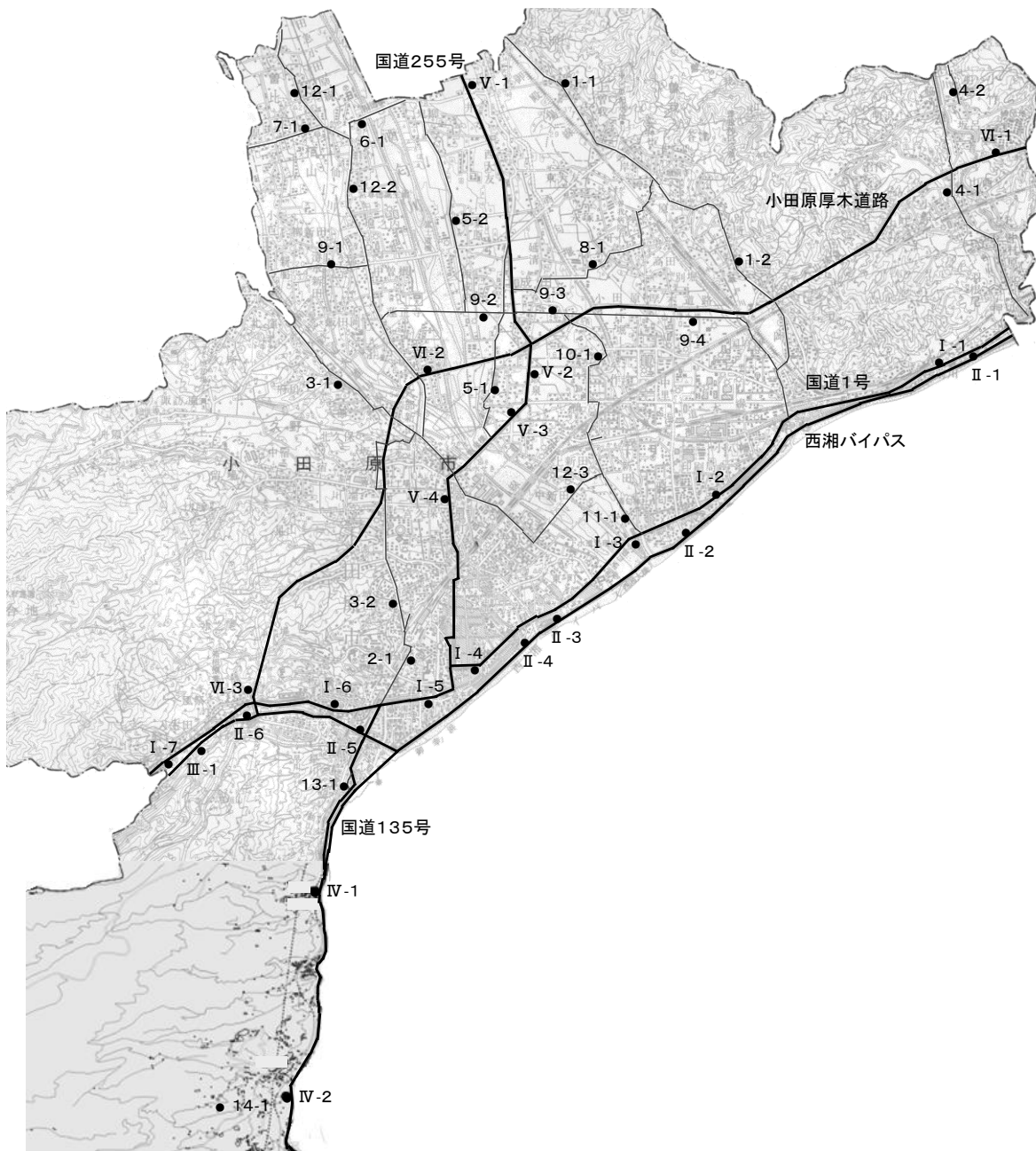
調査結果		面的評価					環境 基準 達成率 %	測定期間
昼間 6:00~22:00 (環境基準/要請限度)	夜間 22:00~6:00 (環境基準/要請限度)	区間対象 戸数	基準値以下			昼間夜間 とも 基準超過		
			昼間夜間 とも	昼間のみ	夜間のみ			
72 (70/75)	69 (65/70)	1070	762	34	0	274	71.2	H31.1.21 ~1.22
68 (70/75)	66 (65/70)	744	580	162	0	2	78.0	H31.1.21 ~1.22
69 (70/75)	66 (65/70)	337	258	78	0	1	76.6	H31.1.28 ~1.29
70 (70/75)	66 (65/70)	519	429	90	0	0	82.7	H31.1.28 ~1.29
72 (70/75)	68 (65/70)	413	326	87	0	0	78.9	H31.1.28 ~1.29
68 (70/75)	64 (65/70)	246	246	0	0	0	100	H31.2.4 ~2.5
67 (70/75)	64 (65/70)	255	255	0	0	0	100	H31.2.4 ~2.5
70 (70/75)	68 (65/70)	229	229	0	0	0	100	H30.12.19 ~12.20
69 (70/75)	67 (65/70)	650	645	0	0	5	99.2	H30.12.19 ~12.20
65 (70/75)	61 (65/70)	525	524	0	0	1	99.8	H31.1.21 ~1.22
64 (70/75)	54 (65/70)	55	55	0	0	0	100	H30.12.19 ~12.20

表VI-7 自動車騒音地点別測定結果（調査地点は、図VI-1）

（評価方法：等価騒音レベルLeq 単位：デシベル：dB）

路線名	測定地点番号	測定地点	測定年月	測定値 (環境基準/要請限度)	
				昼間(70/75)	夜間(65/70)
一般国道1号	I-1	前川 433	H23.11	68	66
	I-2	酒匂 5-15	H23.11	64	61
	I-3	西酒匂 1-9	H25.11	67	65
	I-4	浜町 3-1	H25.11	72	67
	I-5	本町 4-2	H25.11	72	68
	I-6	板橋 179	H25.11	69	67
	I-7	入生田 167	H25.11	71	68
一般国道1号(西湘バイパス)	II-1	前川 532	H23.11	60	62
	II-2	酒匂 4-3	H23.11	63	60
	II-3	東町 2-10-26	H23.11	62	58
	II-4	浜町 4-34-44	H25.11	58	55
	II-5	板橋	H25.11	54	49
	II-6	風祭 70	H25.11	68	64
一般国道1号(小田原箱根道路)	III-1	風祭	H25.11	69	66
一般国道135号	IV-1	石橋 82	H29.12	73	69
	IV-2	根府川 180	H30.1	73	69
一般国道255号	V-1	下大井 457	H24.11	70	66
	V-2	飯泉 168-2	H24.11	71	67
	V-3	飯泉 11-1	H24.11	67	62
	V-4	扇町 1-47	H24.11	66	60
一般国道271号(小田原厚木道路)	VI-1	小竹 586	H23.11	69	62
	VI-2	蓮正寺 783-28	H27.3	59	52
	VI-3	風祭 531	H27.3	69	62
県道72号松田国府津線	1-1	上曾我 415	H23.11	69	67
	1-2	田島 734	H23.11	69	67
県道73号小田原停車場線	2-1	城内 5	H27.3	71	67
県道74号小田原山北線	3-1	穴部 506	H29.1	65	62
	3-2	城山 2-1-5	H29.1	69	64
県道709号中井羽根尾線	4-1	小船 649-4	H23.11	52	44
	4-2	小竹 1602-1	H19.3	63	55
県道711号小田原松田線	5-1	飯泉 1179-1	H30.1	68	60
	5-2	桑原 801-1	H30.1	65	57
県道714号栢山停車場曾我線	6-1	栢山 357	H29.1	67	61
県道715号栢山停車場塚原線	7-1	栢山 2819-6	H29.1	65	59
県道716号成田下曾我停車場線	8-1	千代 687	H24.11	63	58
県道717号沼田国府津線	9-1	堀之内 334	H24.11	65	60
	9-2	成田 684	H30.1	65	57
	9-3	成田 60	H29.12	64	59
	9-4	高田 401	H29.12	68	63
県道718号鴨ノ宮停車場矢作線	10-1	矢作 137-1	H28.12	64	54
県道719号鴨ノ宮停車場線	11-1	西酒匂 1-7	H28.12	62	58
県道720号怒田開成小田原線	12-1	栢山 2065-1	H29.1	60	54
	12-2	曾比 1828	H29.1	61	56
	12-3	南鴨宮 1-7	H28.12	67	61
県道724号早川停車場線	13-1	早川 169	H30.1	59	53
県道740号小田原湯河原線	14-1	江之浦 272	H30.1	64	47

図VI-1 自動車騒音調査地点



5. 環境騒音・振動調査結果

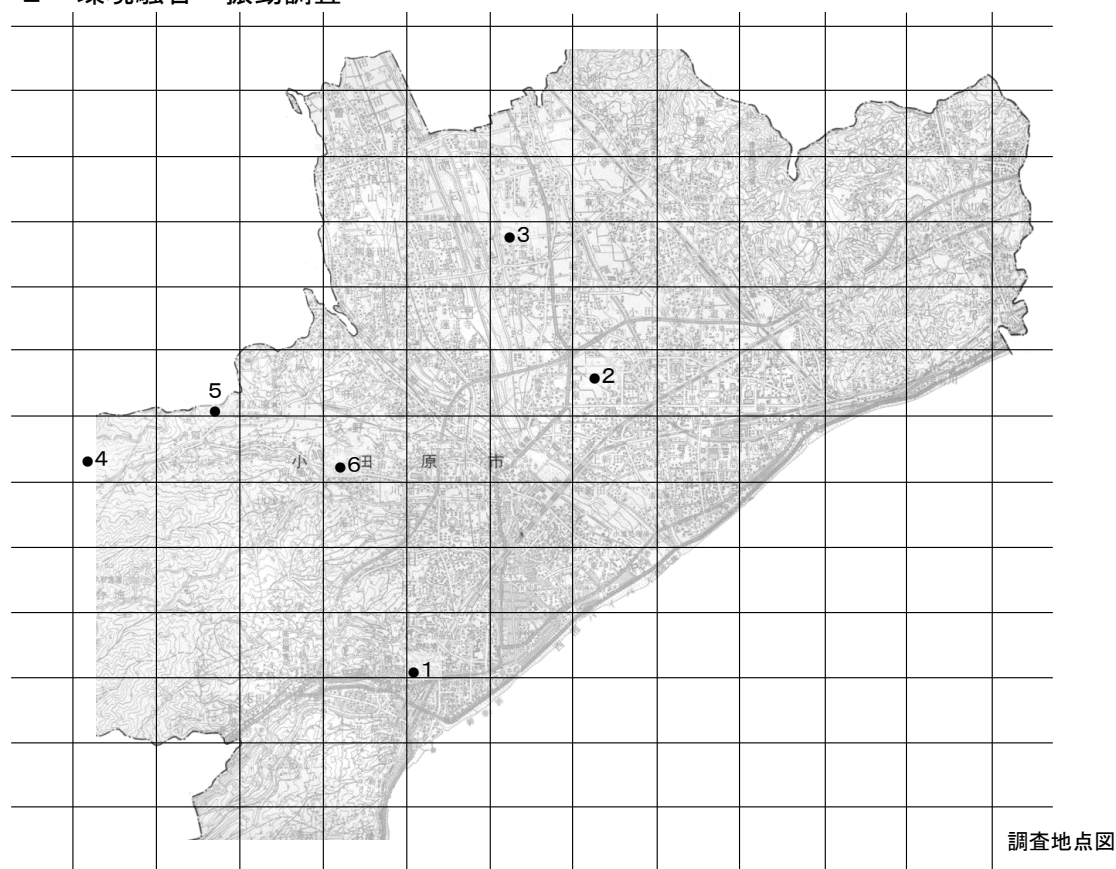
一般的な環境における環境騒音・振動調査を6地点で実施し、その結果については次のとおりです。

(騒音：等価騒音レベル Leq 単位：dB)
(振動：80%レンジの上端値 単位：dB)

番号	調査場所	用途地域	騒音 測定値 (環境基準)		振動
			昼間 6:00 ~ 22:00	夜間 22:00 ~ 6:00	昼間 8:00 ~ 19:00
1	板橋	第一種低層 住居専用地域	49 (55)	39 (45)	29
2	飯泉	市街化調整区域	51 (55)	40 (45)	34
3	桑原	市街化調整区域	48 (55)	44 (45)	23
4	久野	市街化調整区域	39 (55)	36 (45)	22
5	久野	市街化調整区域	49 (55)	38 (45)	25
6	久野	第一種中高層 住居専用地域	48 (55)	38 (45)	36

調査期間：地点番号1～3は、平成30年10月24日(水)～25日(木)
地点番号4～6は、平成30年10月25日(木)～26日(金)

図VI-2 環境騒音・振動調査



6. 新幹線鉄道騒音・振動について

新幹線鉄道の騒音・振動問題については、昭和 50 年代に当時の日本国有鉄道が、沿線に存在する住居等に対し障害防止対策を行うとともに、車両の改良などの発生源対策を進め、一たんは収束に向かいました。

しかしながら、新幹線鉄道的高速化や、運行本数の増加に伴い、特にトンネルに隣接する地域などで、近年新たな問題が起こっており、国や鉄道会社は、沿線の環境基準達成に向け、対策を行っていますが、未だ達成されていません。

そこで、市では、市民からの依頼を受け、環境庁告示「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」、環境庁勧告「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」による測定方法に準拠して、調査を実施し詳細な状況の把握に努めております。

平成 30 年度測定結果

- ① 測定日 平成 30 年 5 月 22 日 (火)
測定場所 国府津 (弁天山トンネル出口付近)
線路側別 下り線側

測定値 (騒音及び振動レベル 単位: dB)

騒音 (環境基準/対策指針値)	振動 (対策指針値)
69.5 (70/75)	65.1 (70)

- ② 測定日 平成 30 年 11 月 20 日 (火)
測定場所 国府津 (弁天山トンネル出口付近)
線路側別 上り線側

測定値 (騒音及び振動レベル 単位: dB)

騒音 (環境基準/対策指針値)	振動 (対策指針値)
71.6 (70/75)	62.5 (70)